

## ．評価事項

本外部評価は、奈良教育大学の教育活動を中心とした下記の事項について実施した。なお、これらの事項は、大学評価・学位授与機構が定める「大学機関別認証評価基準」の基準・観点に準じたものである。

### 基準 1 大学の目的

観点 1 - 1 - 1： 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

観点 1 - 1 - 2： 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

観点 1 - 1 - 3： 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

観点 1 - 2 - 1： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

観点 1 - 2 - 2： 目的が、社会に広く公表されているか。

### 基準 2 教育研究組織（実施体制）

観点 2 - 1 - 1： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

観点 2 - 1 - 2： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

観点 2 - 1 - 3： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

観点 2 - 1 - 4： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

観点 2 - 1 - 5： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

観点 2 - 2 - 1： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

観点 2 - 2 - 2： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

### 基準 3 教員及び教育支援者

観点 3 - 1 - 1： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

観点 3 - 1 - 2： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

観点3 - 1 - 3 : 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

観点3 - 1 - 4 : 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

観点3 - 1 - 5 : 専門職大学院課程において、必要な専任教員(実務の経験を有する教員を含む。)が確保されているか。

観点3 - 1 - 6 : 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置(例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等)が講じられているか。

観点3 - 2 - 1 : 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

観点3 - 2 - 2 : 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

観点3 - 3 - 1 : 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

観点3 - 4 - 1 : 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

#### 基準4 学生の受入

観点4 - 1 - 1 : 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、公表、周知されているか。

観点4 - 2 - 1 : 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

観点4 - 2 - 2 : 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

観点4 - 2 - 3 : 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

観点4 - 2 - 4 : 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

観点4 - 3 - 1 : 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

#### 基準5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

観点 5 - 1 - 1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)教育課程が体系的に編成されているか。

観点 5 - 1 - 2 : 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

観点 5 - 1 - 3 : 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

観点 5 - 1 - 4 : 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携等が考えられる。)に配慮しているか。

観点 5 - 1 - 5 : 単位の実質化への配慮がなされているか。

観点 5 - 1 - 6 : 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

観点 5 - 2 - 1 : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

観点 5 - 2 - 2 : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

観点 5 - 2 - 3 : 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

観点 5 - 2 - 4 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

観点 5 - 3 - 1 : 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

観点 5 - 3 - 2 : 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

観点 5 - 3 - 3 : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

#### <大学院課程>

観点 5 - 4 - 1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

観点 5 - 4 - 2 : 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

観点 5 - 4 - 3 : 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の

成果を反映したものとなっているか。

観点5 - 4 - 4 : 単位の実質化への配慮がなされているか。

観点5 - 4 - 5 : 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

観点5 - 5 - 1 : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

観点5 - 5 - 2 : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

観点5 - 5 - 3 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

観点5 - 6 - 1 : 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

観点5 - 6 - 2 : 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

観点5 - 6 - 3 : 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

観点5 - 7 - 1 : 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

観点5 - 7 - 2 : 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

観点5 - 7 - 3 : 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

観点5 - 7 - 4 : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

## 基準6 教育の成果

観点6 - 1 - 1 : 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

観点6 - 1 - 2 : 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

観点6 - 1 - 3 : 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

観点6 - 1 - 4 : 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断し

て、教育の成果や効果が上がっているか。

観点 6 - 1 - 5 : 卒業(修了)生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

## 基準 7 学生支援等

観点 7 - 1 - 1 : 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

観点 7 - 1 - 2 : 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。)が適切に行われているか。

観点 7 - 1 - 3 : 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

観点 7 - 1 - 4 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

観点 7 - 1 - 5 : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。)への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

観点 7 - 2 - 1 : 自主的学習環境(例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。)が十分に整備され、効果的に利用されているか。

観点 7 - 2 - 2 : 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

観点 7 - 3 - 1 : 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制(例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。)が整備され、機能しているか。

観点 7 - 3 - 2 : 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

観点 7 - 3 - 3 : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。)への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

観点 7 - 3 - 4 : 学生の経済面の援助(例えば、奨学金(給付、貸与)、授業料免除等が考えられる。)が適切に行われているか。

## 基準 8 施設・設備

観点 8 - 1 - 1 : 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現に相応しい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

観点 8 - 1 - 2 : 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

観点 8 - 1 - 3 : 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

観点 8 - 2 - 1 : 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整

備され、有効に活用されているか。

#### 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

観点 9 - 1 - 1 : 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

観点 9 - 1 - 2 : 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

観点 9 - 1 - 3 : 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

観点 9 - 1 - 4 : 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

観点 9 - 1 - 5 : 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

観点 9 - 2 - 1 : ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

観点 9 - 2 - 2 : ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

観点 9 - 2 - 3 : 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。